

〔倭訓栞中編十四〕ぢご。

持碁の義也、兩方勝負なきをいふなり。

〔因云碁話六〕聖目の事

圍碁贏輸なきを持碁といふは正字にあらず、歌合に勝負左右にこれなきを持ちといふにならへるなるべし、然れども圍碁三十二字釋義をみれば、持はせきのことをいふなり、持碁の正字は市なり、通玄集に、勝敗なきを市といふとあり、又、停路を市と爲とも見えたり、停は定なり、違はぬと云ふ意なり、市はものを二つ分にするを云ふ、本邦にて勝て路多きを中押勝○中といふ、略。

駿府大御所様御前に於て、本因坊利玄坊との圍碁に、四十九目勝と、算砂が勝負記にあり、中押勝もあり、思ふにこれは、大御所様何程の勝ちかつくりて見よと、御意ありしなるべし、當今にても、負方の任意なれども、二十目以下は止合するなり、又、慥に負と云れば、十目餘なれば中押負にするものもこれあるなり、古譜に於て余が觀たる大負は、算哲が道策に廿五目負、右同人道悅に廿二目負、仙徳が烈元に三十一目負、是れは相良侯田沼にての圍碁なり、互にはやき性質故、四時より圍み初め、八ツ時半に畢、目算を不爲故なりといへり、然れども高段の圍碁には、不相應戒むべく、また耻づべきことなり、算節が知得との圍碁に、四目負の碁を不止合、中押にせしは奇異のことなり、是れは勝ちにも成るべく、おもふ碁をまけしゆえ、憤怒せしなりといへり、その碁を見るに、雙方氣骨ありて頗る有趣、稀なる事故、其の譜を載せたり。

〔續泰平年表〕弘化元年五月、是月下旬、碁方上因碩上書、圍碁の術として、只能自己を守を以て、極意に至候而者、白石を取候得者、必負申候、即治亂皆一局に表し申候、右之對局に、若誤て損毛又は、不慮之難に逢候得者、益己を守り候、より外無之、俄に其損毛を補はん、と急候得ば、忽敗亂と相成申候。

〔運歩色葉集伊〕一盤碁ノ一目碁

〔松屋筆記百六〕碁將碁に幾ばんといふばんの字